

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	後期高齢者医療に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和4年11月30日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の内容 ※	<p>&lt;制度内容&gt;  後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険組合などから移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。</p> <p>後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合、以下「広域連合」という。)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市区町村が処理する事務とされている。</p> <p>対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65～74歳の者であって広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。</p> <p>後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない)ため健康保険に定める「家族給付」は存在しない。</p> <p>後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市区町村=4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。</p> <p>&lt;事務内容&gt;(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)</p> <p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して事務を行う。</p> <p>基本的な役割分担は、①広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付、②市区町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、広域連合及び市区町村は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号、以下「高齢者医療確保法」という。)及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1資格管理業務  ○被保険者証等の即時交付申請  ・住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する。  ○住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動  ・市区町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。</p> <p>2賦課・収納業務  ○保険料賦課  ・市区町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い、保険料賦課額を決定した上で、市区町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。  ○保険料収納管理  ・広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市区町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民へ納付書の送付もしくは口座振替を行い、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。</p> <p>3給付業務  ・市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、市区町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 1,000人未満  2) 1,000人以上1万人未満  3) 1万人以上10万人未満  4) 10万人以上30万人未満  5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	後期高齢者医療システム
②システムの機能	<p>○住民基本台帳・市税情報の取込  ・住民基本台帳情報(以下「住基情報」という。)及び市税の情報を情報連携により取り込む。</p> <p>○75歳年齢到達処理  ・取り込んだ住基情報から後期高齢者医療の対象者(75歳到達者)の情報を抽出する。</p> <p>○前期高齢者(65～74歳)の登録  ・前期高齢者で、一定の障がいがあるとの理由により広域連合が後期高齢者医療の対象者と認める者の登録を行う。</p> <p>○市税情報の抽出  ・取り込んだ市税情報から後期高齢者医療の対象者並びに同一世帯の世帯主及び世帯員の関する市税情報を抽出する。</p> <p>○広域連合送付ファイルの作成・送信  ・上記で抽出・登録した情報を基に、広域連合に送付するファイルを作成し、福岡県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「広域連合標準システム」という。)へ送信する。</p> <p>○被保険者情報の取込  ・広域連合標準システムにおいて、上記で作成した情報を基に被保険者台帳を作成し、作成した被保険者情報を福岡市の後期高齢者医療システムに取り込む。</p> <p>2賦課管理業務  ○後期保険料情報の取込  ・後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という。)は広域連合標準システムで計算され、その結果を保険料情報として福岡市の後期高齢者医療システムに取り込む。</p> <p>○年金受給者情報の取込  ・年金保険者から国保連合会を経由して送付される年金受給者情報を取り込む。</p> <p>○介護保険料特別徴収依頼情報の取込  ・介護保険システムから介護保険料の特別徴収(年金天引き)依頼情報を取り込む。</p> <p>○保険料の徴収方法の決定・期割計算の実施  ・上記で取り込んだ情報を基に、保険料の徴収方法(特別徴収・普通徴収)を決定し、期割計算を実施する。</p> <p>○広域連合へ保険料期割情報を送信  ・保険料の期割情報を広域連合標準システムに送信する。</p> <p>○年金保険者への特別徴収依頼  ・保険料の特別徴収依頼情報を国保連合会を経由して年金保険者へ送付する。</p> <p>○保険料納入通知書等の発行  ・被保険者に保険料納入通知書等を発行する。</p> <p>3収納管理業務  ○特別徴収結果通知の取り込み  ・年金保険者から国保連合会を経由して特別徴収結果通知を後期高齢者医療システムに取り込み、収納情報の消込処理を行う。</p> <p>○普通徴収に係る収納情報の取込  ・普通徴収に係る収納情報のうち、金融機関分の収納情報を財務会計システムから、コンビニエンスストア分の収納情報を収納委託業者から取り込み、収納情報の消込処理を行う。</p> <p>○広域連合へ収納情報を送信  ・消込処理した保険料の収納情報を広域連合へ送信する。</p> <p>○過誤納金管理  ・消込処理の結果、保険料の過誤納があった場合、被保険者又は年金保険者への還付・充当を行う。</p> <p>○滞納者管理  ・滞納者に対して、督促状を発行する。また、催告や滞納処分の管理を行う。その後、滞納者情報を作成して広域連合標準システムに送信する。</p> <p>4宛名管理  ・後期高齢者医療被保険者の金融機関口座や、通知書等の送付先を管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>・福岡県後期高齢者医療広域連合電算処理システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( (広域連合標準システム) )</p> <p>・滞納整理システム</p>

システム2	
①システムの名称	福岡県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、「広域連合標準システム」という。) ※広域連合標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバ群と、福岡市(構成市町村)に設置される窓口端末で構成される。
②システムの機能	<p>1 資格管理業務</p> <p>○被保険者証の即時交付申請</p> <p>・福岡市の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を福岡市の窓口端末へ配信する。福岡市の窓口端末では配信された決定情報を基に被保険者証等を発行する。</p> <p>○住民基本台帳等の取得</p> <p>・福岡市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>○被保険者資格の異動</p> <p>・上記住民基本台帳等の取得により福岡市の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を福岡市の窓口端末へ配信する。</p> <p>2 賦課・収納業務</p> <p>○保険料賦課</p> <p>・福岡市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを福岡市の窓口端末へ配信する。</p> <p>○保険料収納管理</p> <p>・福岡市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>3 給付業務</p> <p>・福岡市の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、福岡市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を福岡市の窓口端末へ配信する。</p> <p>※オンラインファイル連携機能とは、市区町村(福岡市)の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票等を市区町村(福岡市)の窓口端末に配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 後期高齢者医療システム )</p>
システム3	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	<p>・滞納整理システムにおける事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>【滞納情報管理】</p> <p>・国民健康保険及び後期高齢者医療制度の滞納者及び滞納保険料等の滞納情報の把握・管理、催告書等発行機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 国民健康保険システム、後期高齢者医療システム )</p>
システム4	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>1 統合認証機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能</p> <p>2 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能</p> <p>3 統合運用管理機能 ジョブ実行管理機能、媒体の入出力、帳票出力を行う機能</p> <p>4 インフラ共通基盤機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (各業務システム)	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
-------------	--	---

**① システム5**

①システムの名称	統合宛名システム	
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能          統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。</p> <p>2 情報提供機能          各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。</p> <p>3 情報照会機能          他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。</p> <p>4 符号要求機能          符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p>5 権限管理機能          統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>6 お知らせ機能          対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバに送信する。</p>	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (中間サーバ、各業務システム)	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム

**システム6～10**

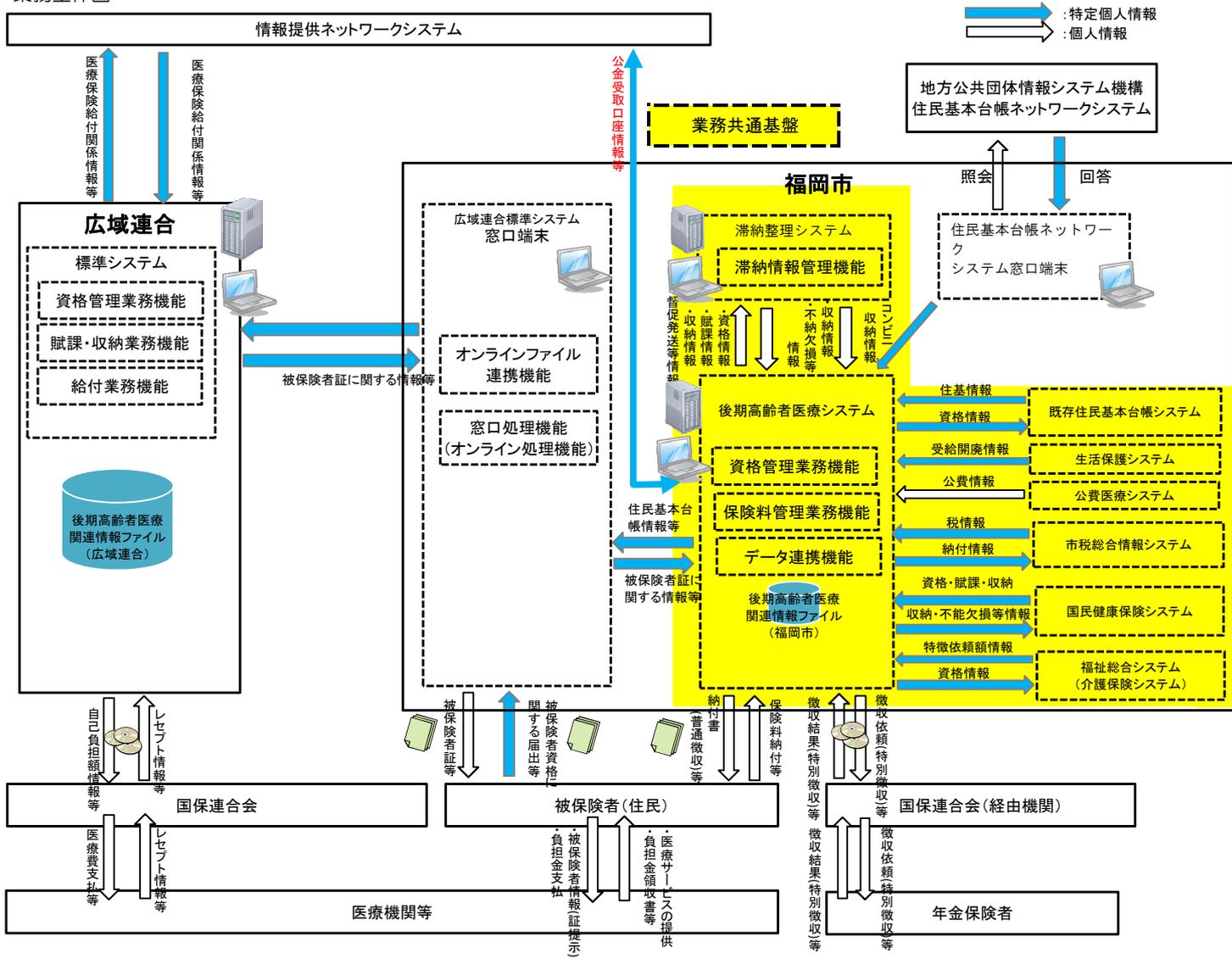
**システム6**

①システムの名称	中間サーバ	
②システムの機能	<p>1 符号管理機能          符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能          情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能          情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能          中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能          特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能          特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能          中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能          暗号化/復号機能と鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能          中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能          バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	



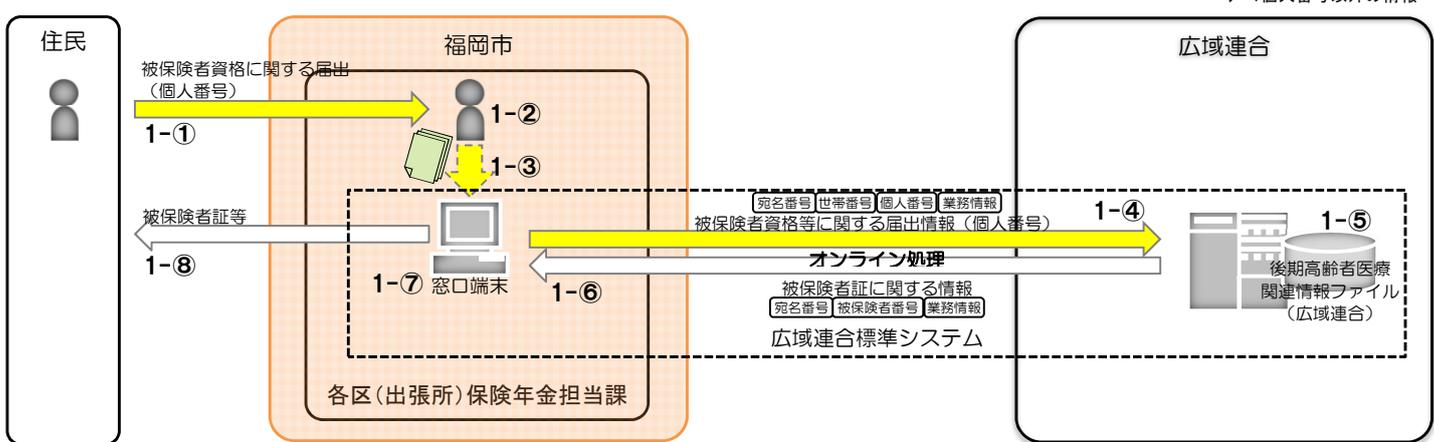
6

業務全体図



1 資格管理業務

(1) 被保険者証等の即時交付申請



(備考)

1 資格管理業務

(1)被保険者証等の即時交付申請

- 1-①福岡市の各区(出張所)保険年金担当課の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付ける。
- 1-②福岡市において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 1-③福岡市の広域連合標準システムの窓口端末(以下「窓口端末」という。))に、個人番号を含む申請事項を登録する。
- 1-④福岡市の窓口端末に登録された申請事項は、個人番号と併せて広域連合の標準システムに登録されることで、当該住民に対して資格取得がされる。
- 1-⑤広域連合標準システムでは、福岡市において登録された「福岡市と同一の宛名番号」に紐付けて「個人番号」が管理される。
- 1-⑥福岡市の窓口端末において、広域連合標準システムに登録された資格情報を取得する。
- 1-⑦福岡市では、福岡市の窓口端末に表示した情報を確認し、被保険者証等の発行を行う。
- 1-⑧被保険者証等を交付する。

※宛名番号、世帯番号、被保険者番号について

- ・宛名番号および世帯番号は、福岡市がそれぞれ設定している既存の番号であり、広域連合は福岡市のそれぞれの宛名番号および世帯番号を市区町村コードとともに保有・管理している。宛名番号および世帯番号で管理している情報は、主に住民基本台帳関係の情報や資格の得喪に係る情報である。
- ・被保険者番号は各広域連合がそれぞれ設定している既存の番号であり、福岡市は福岡県広域連合の被保険者番号を保有・管理している。被保険者番号で管理している情報は、主に資格の内容や保険料の賦課・徴収、給付に係る情報である。
- ・広域連合及び福岡市は、宛名番号、世帯番号、被保険者番号をそれぞれ個人番号と紐付けて保有・管理している。

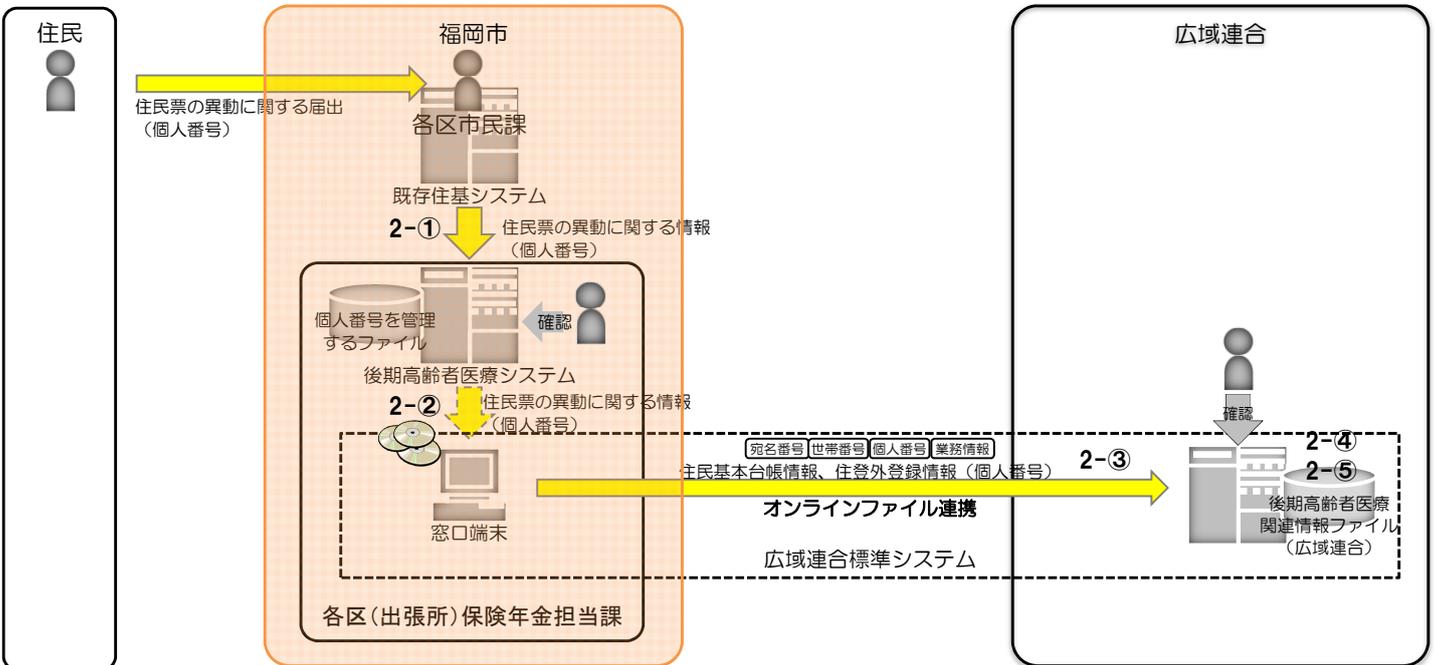
※オンライン処理について

- ・オンライン処理とは、福岡市に設置された福岡市の窓口端末のWebブラウザに表示される広域連合の標準システムの画面を経由して、被保険者からの申請情報の登録、保険料台帳の内容確認、各業務の帳票出力などに使用し、広域連合の標準システムを画面操作することを指す。

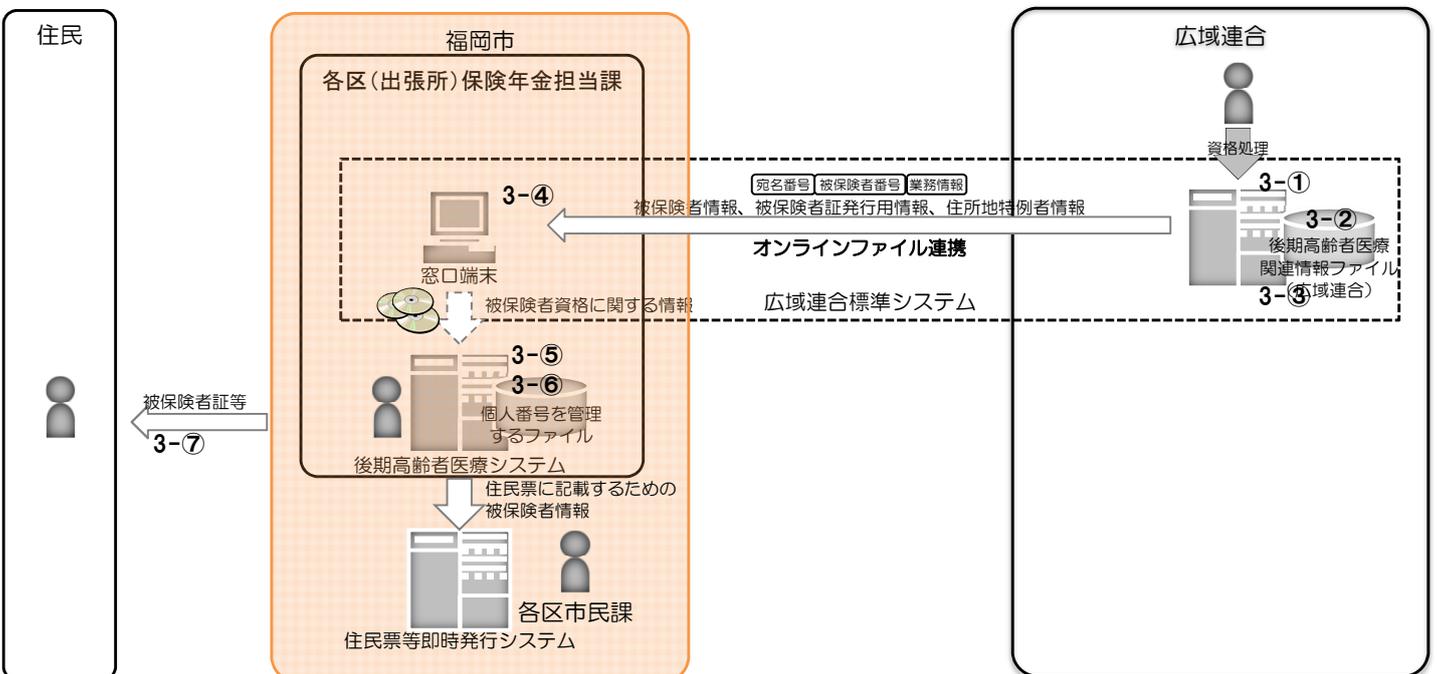
※オンラインファイル連携機能について

- ・オンラインファイル連携機能とは、福岡市の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。

(2)住民基本台帳情報等の取得



(3)被保険者資格の異動



(備考)

(2)住民基本台帳情報等の取得

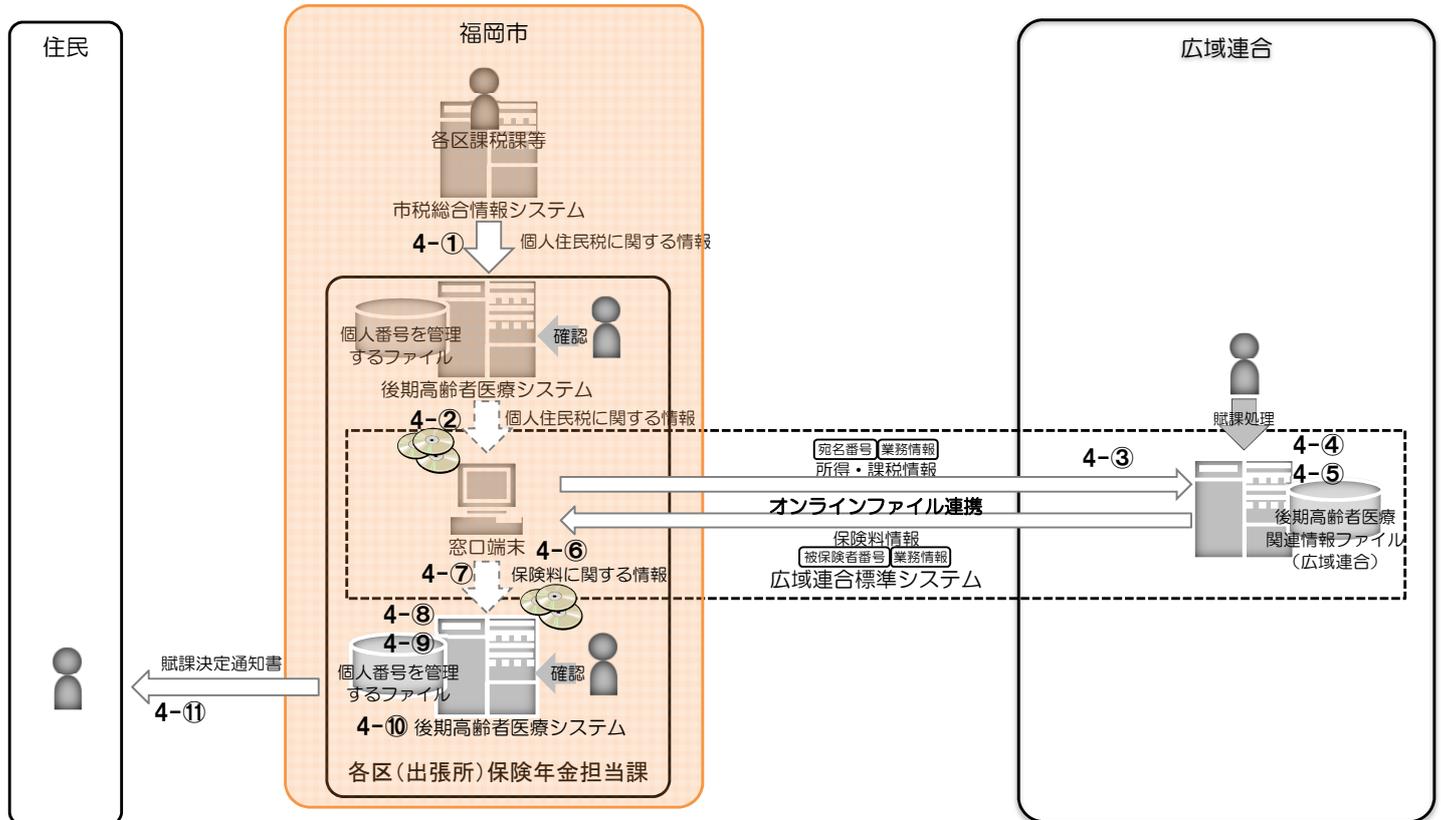
- 2-①後期高齢者医療システムは、既存住基システムから住民票の異動に関する情報の移転を受け、後期高齢者医療システムに更新する。
- 2-②後期高齢者医療システムから、被保険者と世帯員及び被保険者以外の年齢到達予定者についての住民票の異動に関する情報等を電子媒体等に移出し、福岡市の広域連合標準システムの窓口端末に移入する。
- 2-③福岡市の広域連合標準システムの窓口端末から、広域連合標準システムに、個人番号を含む「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」が送信される。
- 2-④広域連合標準システムでは、送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 2-⑤広域連合標準システムでは、福岡市から送信された当該情報に含まれる「福岡市と同一の宛名番号」に紐付けて「個人番号」が管理される。

(3)被保険者資格の異動

- 3-①(2)において福岡市の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」により、広域連合は住民票の異動や年齢到達等を把握し、広域連合標準システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・資格要件の変更に関する処理を行う。
- 3-②広域連合標準システムでは、「市区町村と同一の宛名番号」と「個人番号」に、さらに「被保険者番号」が紐付けられる。
- 3-③福岡市の窓口端末による即時異動分を含めて、広域連合の標準システムに「被保険者情報」等が作成される。
- 3-④広域連合標準システムから福岡市の窓口端末に、「被保険者情報」等を配信する。
- 3-⑤福岡市では、福岡市の窓口端末から「被保険者情報」等を電子媒体等に移出し、後期高齢者医療システムに移入する。
- 3-⑥後期高齢者医療システムでは、移入された「被保険者情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 福岡市では、既に「宛名番号」に紐付けて「個人番号」が管理されているため、そこに「被保険者番号」を紐付けて管理される。
- 3-⑦被保険者証等を作成して交付する。

2 賦課・収納業務

(1)保険料賦課



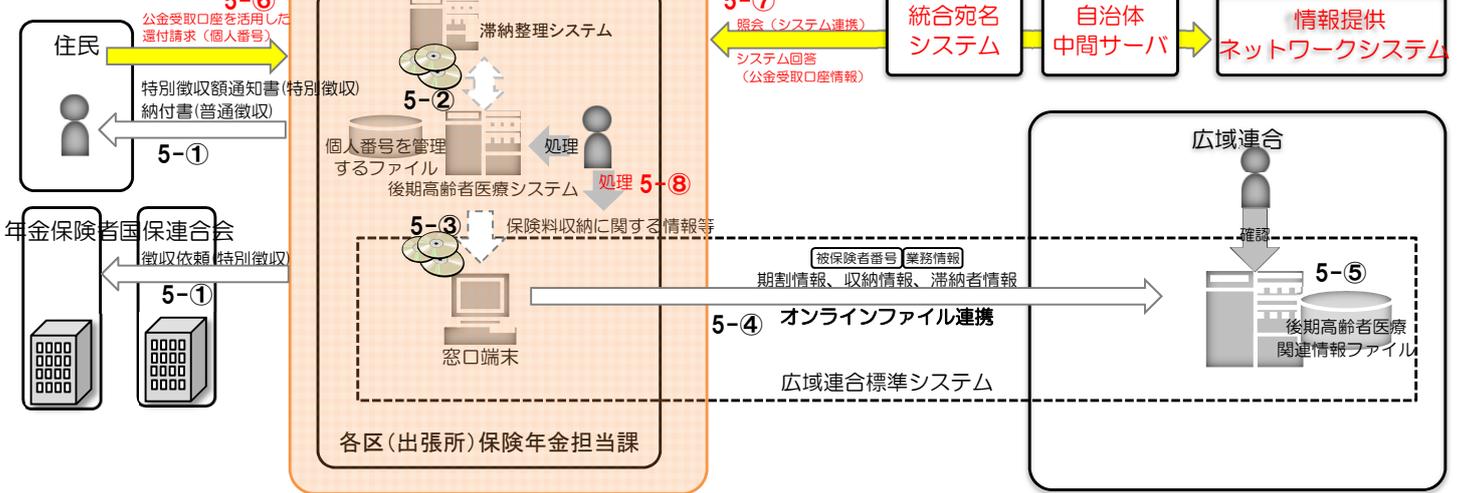
(備考)

2 賦課・収納業務

(1)保険料賦課

- 4-①後期高齢者医療システムは、市税総合情報システムから個人住民税に関する情報の移転を受け、後期高齢者医療システムに更新する。
- 4-②後期高齢者医療システムから個人住民税情報を電子媒体等に移出し、福岡市の窓口端末に移入する。
- 4-③福岡市の窓口端末から、広域連合標準システムに、「所得・課税情報」が送信される。
- 4-④広域連合標準システムでは、送信された「所得・課税情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑤広域連合標準システムにおいて、保険料賦課の処理を行う。
- 4-⑥広域連合標準システムに「保険料情報」が作成される。
- 4-⑦広域連合標準システムから福岡市の窓口端末に、「保険料情報」等を配信する。
- 4-⑧福岡市では、福岡市の窓口端末から「保険料情報」等を電子媒体等に移出し、後期高齢者医療システムに移入する。
- 4-⑨後期高齢者医療システムでは、移入された「保険料情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑩後期高齢者医療システムでは、必要に応じて該当する通知書等を発行する。
- 4-⑪通知書等を交付する。

(2) 保険料収納管理



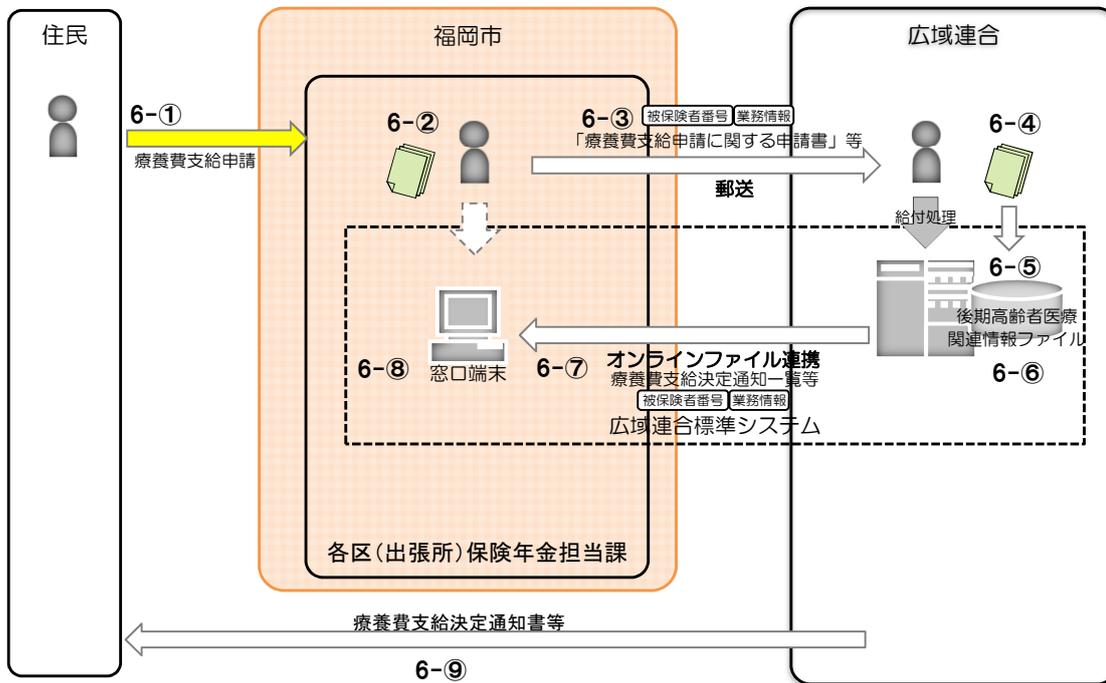
(備考)

(2) 保険料収納管理

- 5-1 福岡市で、保険料の徴収方法及び納期を決定し、「特別徴収額通知書」や、「納付書」の交付を行い、保険料の徴収を行う。特別徴収の場合は、国保連合会を経由して年金保険者に対して徴収を依頼し、保険料の徴収を行う。
- 5-2 後期高齢者医療システムにおいて、保険料の賦課及び徴収の実施状況に関するデータ管理を行う。保険料の滞納情報の管理は、滞納整理システムで行い、後期高齢者医療システムと日次で連携を行う。
- 5-3 後期高齢者医療システムから、保険料収納に関する情報等を電子媒体等に移出し、市区町村の窓口端末に移入する。
- 5-4 福岡市の窓口端末から、広域連合標準システムに「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」が送信される。
- 5-5 広域連合標準システムでは、送信された「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 5-6 被保険者より公金受取口座を活用した還付金の請求を受ける。
- 5-7 還付申請書をもとに情報連携(マイナンバー照会→公金受取口座情報取得)を行う。
- 5-8 公金受取口座情報を業務システムに入力する。

3 給付業務

6-3



(備考)

3. 給付業務

- 6-1 福岡市の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費支給申請に関する届出を受け付ける。
- 6-2 福岡市において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 6-3 福岡市から、広域連合に「療養費支給申請に関する申請書」等が郵送される。
- 6-4 広域連合標準システムに申請事項を登録する。
- 6-5 広域連合標準システムでは、登録された「療養費支給申請に関する申請書」等に基づいて、同システムで療養費の支給決定処理を行う。
- 6-6 広域連合標準システムに「療養費支給決定通知情報」等が作成される。
- 6-7 広域連合標準システムから福岡市に、「療養費支給決定通知一覧」等を配信する。
- 6-8 福岡市において、福岡市の窓口端末に表示した、療養費支給決定通知一覧の確認を行う。
- 6-9 広域連合から療養費支給決定通知書等を交付する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	○被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、又は65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者(本人申請に基づき認定した者) ○世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者 ○過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者  ※高齢者医療確保法第50条から第55条に基づく被保険者
その必要性	○被保険者資格の管理(高齢者医療確保法第50条等)、一部負担割合の判定(同法第67条等)や保険料の賦課(同法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( <b>公金受取口座登録・連携ファイル関係情報</b> )
その妥当性	○個人番号: 対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び同条第1項別表第一の第59の項により利用可。 ○その他識別情報(内部番号) ・(宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 ・(被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ○基本4情報, 連絡先: 被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 ○地方税関係情報: 保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録するもの。 ○医療保険関係情報: 資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ○生活保護・社会福祉関係情報: 適用除外に関する事務を行うために記録するもの。 ○介護・高齢者福祉関係情報: 保険料の特別徴収に関する事務を行うために記録するもの。 ○年金関係情報: 保険料の特別徴収に関する事務を行うために記録するもの。 ○公金受取口座情報(口座登録・連携ファイル関係情報): 後期高齢者医療保険料の還付金に係る還付口座を把握するもの。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月

⑥事務担当部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療局総務部保険年金課</li> <li>・保健医療局総務部保険医療課</li> <li>・東区市民部保険年金課</li> <li>・博多区市民部保険年金課</li> <li>・中央区市民部保険年金課</li> <li>・南区市民部保険年金課</li> <li>・城南区市民部保険年金課</li> <li>・早良区市民部保険年金課</li> <li>・早良区市民部入部出張所</li> <li>・西区市民部保険年金課</li> <li>・西区市民部西部出張所</li> </ul>
---------	--

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<p>[ <input type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( <input type="checkbox"/> 財政局 税務部 税制課  <input type="checkbox"/> 市民局 総務部 戸籍住民課  <input type="checkbox"/> 福祉局 生活福祉部 保護課  <input type="checkbox"/> 福祉局 高齢社会部 介護保険課 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 年金保険者、 <span style="color: red;">デジタル庁</span> )</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 福岡県後期高齢者医療広域連合 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )</p>	9
②入手方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )</p>	10
③入手の時期・頻度	<p>1被保険者、庁内連携からの入手</p> <p>(1)被保険者資格に関する届出情報</p> <p>○転入時等に区役所窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手先: 被保険者等</li> <li>・入手方法: 個人番号カード等本人確認物(提示)</li> <li>・入手時期・頻度: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後、届出のある都度入手</li> </ul> <p>(2)住民基本台帳情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手先: 住民基本台帳情報ファイル</li> <li>・入手方法: 庁内連携</li> <li>・入手時期・頻度</li> </ul> <p>→個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括入手</p> <p>→番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は日次の頻度</p> <p>(3)市税情報(所得・課税情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手先: 市税総合情報システムファイル</li> <li>・入手方法: 庁内連携</li> <li>・入手時期・頻度: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後、毎月において事務担当部署が指定する日、月次の頻度</li> </ul> <p>(4)介護保険情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手先: 介護保険情報ファイル</li> <li>・入手方法: 庁内連携</li> <li>・入手時期・頻度: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後、月次及び年次の頻度</li> </ul> <p>(5)生活保護関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手先: 生活保護情報ファイル</li> <li>・入手方法: 庁内連携</li> <li>・入手時期・頻度: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後、月次の頻度</li> </ul> <p>2広域連合からの入手</p> <p>○福岡市は広域連合から媒体により、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。</p> <p>(1)資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報: 後期高齢者医療の被保険者情報等。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</li> <li>・被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報): 被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</li> <li>・住所地利権者情報: 住所地利権者の情報等。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。</li> </ul> <p>(2)賦課業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料情報: 保険料算定結果の情報および賦課計算の元となる情報等。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</li> </ul> <p>(3)給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費支給決定通知情報: 療養費支給決定通知情報等の出力に必要な宛名情報等。番号利用開始</li> </ul>	

日(平成28年1月1日)以後に、療養費の支給申請がある都度。

### 3地方公共団体情報システム機構からの入手

○福岡市の住民基本台帳登録外の者について、本人確認情報が必要となった都度、住民基本台帳ネットワークシステムを介して入手する。

### 4情報提供ネットワークシステムからの入手

○後期高齢者医療保険料の還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報について、必要に応じて随時連携する。

### 1被保険者、庁内連携からの入手

#### (1)入手に係る根拠

・後期高齢者医療において、広域連合と福岡市は、高齢者医療確保法第48条の規定に基づき、それぞれの役割を担っている。窓口業務を福岡市をはじめとする構成市町村、審査・認定業務等を広域連合と、事務の一部をそれぞれで行うことによって一連の事務処理を行う共同処理において特定個人情報の取扱いは、同一部署内での内部利用となり、番号法上の特定個人情報の提供に当たらないとされている。(※)このため、広域連合が資格管理、賦課、給付の審査・認定等番号法第9条第1項別表第1の事務を処理するため、構成市町村である福岡市が、法令に基づき同市の他部署から特定個人情報を入手することは妥当である。

※「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)

#### (2)入手の時期・頻度の妥当性

##### ○被保険者資格に関する届出情報

・転入時等に区役所窓口において申請者に被保険者証を即時交付する必要があるため、届出のある都度。

##### ○住民基本台帳情報

・住民異動が日々発生し、被保険者資格に反映する必要があるため日次。

##### ○住民基本台帳登録外(住登外)登録情報

・被保険者に関する住民異動が日々発生し、最新の住所等を被保険者資格に反映する必要があるため日次。

##### ○市税情報(所得・課税情報)

・個人住民税の異動に関する賦課が月次で行われ、最新の所得等を保険料に反映させる必要があるため月次。

##### ○介護保険情報

・保険料を徴収方法を判定する必要があるため月次及び年次。

##### ○生活保護・社会福祉関係情報

・被保険者資格の適用除外対象者を把握し、資格の適正化を図る必要があるため月次。

#### (3)入手方法の妥当性

○入手は庁内連携システムを用いて行うが、外部の通信回線を使わないため、内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、安全に連携することが期待できる。

### 2広域連合からの入手

#### (1)入手に係る根拠

○「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)においては、広域連合標準システムと窓口端末とのやり取りは内部利用にあるとされているが、便宜上入手の欄に記載している。なお、福岡市が番号法第9条第1項別表第1の第59の項の事務を実施するにおいて、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは妥当である。

#### (2)入手の時期・頻度の妥当性

##### ○資格管理業務

・被保険者情報:被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。

・被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報):被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに被保険者証を発行する必要があるため日次。

・住所地特例者情報:被保険者資格に関する異動が日々発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き福岡市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。

##### ○賦課業務

・保険料情報:被保険者資格の喪失による保険料の減額等を速やかに福岡市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため日次。

##### ○給付業務

・療養費支給決定通知情報:療養費支給申請に基づく審査結果を伝えるため申請がある都度。

#### (3)入手方法の妥当性

○入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。

### 3地方公共団体情報システム機構からの入手

#### (1)入手に係る根拠

○番号法第14条第2項において 地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提

④入手に係る妥当性

		<p>供を求めることができる旨の規定がある。</p> <p>(2)入手の時期・頻度の妥当性 ○住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報の入手に必要な範囲内で、住民基本台帳ネットワークシステムにより情報収集を適宜行う必要がある。</p> <p>(3)入手方法の妥当性 ○福岡市の後期高齢者医療被保険者等福岡市の住民基本台帳登録外の者の個人番号については、全国共通の本人確認ができる住民基本台帳ネットワークシステムにより確認を行う必要がある。住民基本台帳ネットワークシステムの利用は、福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報を入手する目的に限定している。</p> <p><b>4情報提供ネットワークシステムからの入手</b></p> <p>(1)入手に係る根拠 ○番号法別表第二の82の項及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2の2において、内閣総理大臣に対し公的給付支給等口座登録簿関係情報の提供を求めることができる旨の規定がある。</p> <p>(2)入手の時期・頻度の妥当性 ○保険料還付の公的給付等登録口座情報の入手に必要な範囲内で、情報提供ネットワークシステムを介し情報収集を適宜行う必要がある。</p> <p>(3)入手方法の妥当性 ○情報は行政機関専用回線(LGWAN)を介して安全に連携することが期待できる。</p>
⑤本人への明示		<p>・入手根拠としては、住民基本台帳情報は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条、住民基本台帳以外の情報は福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年福岡市条例第71号、以下「番号法第9条第2項に基づく条例」という。)による。また、高齢者医療確保法第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。</p>
⑥使用目的 ※		<p>・被保険者資格の管理(高齢者医療確保法第50条等)、一部負担割合の判定(同法律第67条等)や保険料の賦課(同法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。</p>
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	<p>保健医療局総務部保険年金課 保健医療局総務部保険医療課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所</p>
	使用者数	<p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※		<p>1資格管理業務</p> <p>(1)被保険者証の即時交付申請 ・区役所の後期高齢者医療窓口において、市民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に福岡市にある広域連合標準システムの窓口端末(以下「窓口端末」という。)に入力する。福岡市の同窓口端末への入力後は、広域連合にある標準システムにおいて即時に受付・審査・決定が行われるので、福岡市にある窓口端末から被保険者証等を発行し交付する。</p> <p>(2)住民基本台帳等の取得 ・福岡市の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、福岡市に設置している窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>(3)被保険者資格の異動 ・広域連合標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を福岡市に設置している窓口端末へ配信し、福岡市の窓口端末から同データを移出して、福岡市の後期高齢者医療システム内に移入することで、同システムにおいても同情報を管理する。</p> <p>(4)福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報 ・住民基本台帳ネットワークシステムから入手した本人確認情報を福岡市の後期高齢者医療システムに入力の上、オンラインファイル連携機能を用いて広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>2賦課・収納業務</p> <p>(1)保険料賦課 ・個人住民税に関するデータを、福岡市の市税総合情報システムから移出し、福岡市にある窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。広域連合標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報デー</p>



再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、許諾している。	
	⑨再委託事項	システムに係る問合せ受付、情報媒体の受渡、帳票印刷、法制度改正時のシステム改修等	
<b>委託事項2</b>		バックアップテープの遠隔地保管業務	
①委託内容		バックアップデータを記録した電磁的記憶媒体を遠隔地に輸送、保存するもの。	
再委託	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	バックアップテープの遠隔地保管作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数		[ 100人以上500人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。	
⑥委託先名		株式会社日立製作所	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。	
	⑨再委託事項	インフラ共通基盤サービス全体のバックアップテープの遠隔地保管業務	
<b>委託事項3</b>		共通基盤の運用・保守業務	
①委託内容		共通基盤に関する運用・保守業務等(共通基盤にて提供する機能の運用・保守、バックアップデータの取得と遠隔地保管、障害・異常発生時の確認及び復旧等)	
再委託	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	運用・保守作業においては、バックアップや遠隔地保管作業、障害時対応により全てのデータを取り扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体を対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( システムの直接操作 )	

⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		株式会社日立製作所
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容・期間・再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。
	⑨再委託事項	・運用保守に関するシステム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応 ・インフラ整備基盤サービス全体のバックアップデータの遠隔地保管業務
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無		[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 4 ) 件 [ ] 行っていない
移転先1		福岡県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	<p>【住民基本台帳情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者医療確保法の第48条並びに第54条の第1項及び第10項</li> </ul> <p>【住民基本台帳情報以外の情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者医療確保法の第48条、第54条第1項及び第138条</li> </ul> <p>※福岡市と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、福岡市が福岡県広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、福岡市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>	
②移転先における用途	被保険者資格の管理(高齢者医療確保法第50条等)、一部負担割合の判定(同法第67条等)や保険料の賦課(同法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	
③移転する情報	<p>1 資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格に関する届出: 転入時等に福岡市区役所窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報</li> <li>・住民基本台帳情報: 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住基情報(世帯単位)。</li> <li>・住登外登録情報: 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民登外登録情報(世帯単位)。</li> </ul> <p>2 賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得・課税情報: 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。</li> <li>・期割情報: 福岡市が実施した期割保険料の情報。</li> <li>・収納情報: 福岡市が収納および還付充当した保険料の情報。</li> <li>・滞納者情報: 福岡市が管理している保険料滞納者の情報。</li> </ul> <p>3 給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費関連情報等: 福岡市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。</li> </ul>	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ol>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、又は65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者(本人申請に基づき認定した者)</li> <li>・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者</li> <li>・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者</li> </ul> <p>※高齢者医療確保法第50条から第55条に基づく被保険者</p>	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム	[ ○ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	

⑦時期・頻度	<p>1資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格に関する届出:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。</li> <li>・住民基本台帳情報</li> </ul> <p>→個人番号の付番,通知の日(平成27年10月5日)以後の準備行為として一括で移転。 →番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住登外登録情報</li> </ul> <p>→個人番号の付番,通知の日(平成27年10月5日)以後の準備行為として一括で移転。 →番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。</p> <p>2賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得・課税情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、月次の頻度。</li> <li>・期割情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。</li> <li>・収納情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。</li> <li>・滞納者情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。</li> </ul> <p>3給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費関連情報等:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、月次の頻度。</li> </ul>
<b>移転先2</b>	市民局市民部戸籍住民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号の2及び同条第14号、番号法第9条第2号により定める条例
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条第10号の2及び同条第14号の規定により住民基本台帳に記録することとされている後期高齢者医療の被保険者資格に関する事項を住民票等即時発行システムで利用するため
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ol>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>広域連合が作成した被保険者台帳に基づく被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上の者</li> <li>・65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者(本人申請に基づき認定した者)</li> <li>・過去に被保険者であった者</li> </ul>
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	日次
<b>移転先3</b>	財政局税務部税制課
①法令上の根拠	地方税法第20条の11、番号法第9条第2号により定める条例
②移転先における用途	個人市県民税の算定における社会保険料控除(後期高齢者医療保険料の支払額)の適用のため
③移転する情報	後期高齢者医療保険料収納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ol>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	社会保険料控除適用の対象年度の収納情報に含まれる被保険者及び被保険者であった者
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	年次(2月)
<b>移転先4</b>	福祉局高齢社会部介護福祉課
①法令上の根拠	介護保険法第203条、番号法第9条第2号により定める条例
②移転先における用途	介護保険制度に係る介護給付費支給決定のため
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者資格情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	広域連合が作成した被保険者台帳に基づく被保険者 ・75歳以上の者 ・65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者(本人申請に基づき認定した者) ・過去に被保険者であった者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙       )
⑦時期・頻度	月次	
移転先5	保健医療局健康医療部保健予防課	
①法令上の根拠	・難病の患者に対する医療等に関する法律第5条、第10条、第40条・難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第5条、第12条、第13条	
②移転先における用途	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費(指定難病)支給認定を行うため、システムにおいて、難病患者及び支給認定基準世帯の医療保険の種類(後期高齢者医療加入の有無)をデータ連携し、難病患者情報の管理、受給者証の発行等を行うもの。	
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	広域連合が作成した被保険者台帳に基づく被保険者 ・75歳以上の者 ・65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者(本人申請に基づき認定した者) ・過去に被保険者であった者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙       )
⑦時期・頻度	日次	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>・特定個人情報は、データセンター事業者内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。          ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。          ・データセンターでは、以下の4か所の入口において入退管理を行い、それぞれの入口を通過するためには、個人ごとのICカードが必要となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. データセンター施設入口の関係者チェック</li> <li>2. データセンター入口のセキュリティゲート</li> <li>3. サーバー室入口の電子錠</li> <li>4. サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートは有人監視を実施しており、それぞれの入口には監視カメラを設置している。</li> </ol> <p>・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。          ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、監視を行う。</p> <p>・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはサーバーラック内のテープライブラリに保管され、大規模災害等の復旧に備え、遠隔地保管される。特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、施錠容器に格納し、鍵付保管庫で保管している。</p> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;          ・広域連合標準システム窓口端末でデータ保管はできない。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステム窓口端末における措置&gt;          ・住民基本台帳ネットワークシステム窓口端末でデータ保管はできない。          ・住民基本台帳ネットワークシステムの利用は、福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報を入手する目的に限定している。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;          ①統合宛名システムのサーバはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。          ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。          ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。          ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;          1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年          4) 3年                              5) 4年                              6) 5年          7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上          10) 定められていない</p> <p>[ 定められていない ]</p> <p>その妥当性</p> <p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;          ・広域連合標準システムに対応するため、恒久的に保管する必要性を含め、今後保管期間について検討する。</p>
<p>③消去方法</p>	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;          ・ディスク交換やハード更改等の際は、後期高齢者医療システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。          ・申請書等紙媒体については、内部で定められた期間保存後裁断処理を行う。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;          ①統合宛名システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタミングは各業務システムの運用に準ずる。          ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;          ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。          ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>

14

15

7. 備考

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### 資格ファイル

#### ◆被保険者台帳

後期保険者番号、被保険者番号、異動事由、異動年月日、資格取得事由コード、資格取得年月日、資格喪失事由コード、資格喪失年月日、保険者番号適用開始年月日、保険者番号適用終了年月日、管理元市町村コード、被保険者個人番号、個人区分コード、住基ネット個人番号、住基世帯番号、後期世帯番号、都道府県コード、市町村コード、町名コード、氏名(カナ)、通称名(カナ)、氏名(漢字)、通称名(漢字)、本名通称名区分コード、氏名(英字)、氏名分類コード、生年月日年号コード、生年月日、性別コード、都道府県名(漢字)、市町村名(漢字)、住所(漢字)、番地(漢字)、方書(漢字)、住所(漢字)連結、親郵便番号、子郵便番号、電話番号、転入元市町村名(漢字)、番地区分コード、番地、号番号、枝番号、行政区コード、方書(カナ)、市内外区分コード、政令広域コード、地方公共団体コード、外国人在留開始年月日、外国人在留終了年月日、外国人在留資格コード、寝たきりフラグ、居所不明フラグ

### 収納ファイル

#### 滞納ファイル

#### ◆収滞納状況

後期保険者番号、賦課年度、相当年度、徴収方法区分コード、期別番号、賦課管理番号、被保険者番号、調定後期割額、期割額、納付書発行年月日、納付書発行回数、口座振替作成年月日、納付証明書発行年月日、調定後納期限年月日、納期限年月日、収納未済額、収納済額、領収年月日、収納年月日、分納回数、督促催告不要コード、延滞金調定額、延滞金累計額、延滞金済額、督促手数料調定額、督促手数料済額、滞納処理区分コード、徴収猶予区分コード、徴収猶予申請年月日、徴収猶予後納期限年月日、納付誓約年月日、納付誓約後納期限年月日、納付誓約書発行年月日、過誤納処理区分コード、過誤納額、還付額、充当額、被充当額、不納欠損年月日、不納欠損事由コード、不納欠損額、滞納繰越年数、繰越時期割額、繰越時収納額、繰越額、過年繰越時期割額、過年繰越時収納額、過年繰越額、過々年繰越時期割額、過々年繰越時収納額、過々年繰越額、再振替処理区分コード、行政区コード、構成識別コード、政令広域コード、納期限変更理由コード、納期限変更処理年月日、

後期保険者番号、賦課年度、相当年度、賦課管理番号、徴収方法区分コード、期別番号、被保険者番号、収納済コード、督促状発行年月日、督促状納期限年月日、督促状発行抑止済フラグ、督促状公示送達年月日、催告書発行年月日、催告納期限年月日、処分内容コード、処分開始年月日、処分終了年月日、不納欠損保留処理区分コード、時効起算年月日、時効起算年月日区分コード、時効完成年月日、不納欠損年月日、行政区コード、構成識別コード

### 賦課ファイル

#### ◆納付原簿

後期保険者番号、相当年度、被保険者番号、賦課管理番号、徴収方法区分コード、賦課年月日、市区町村別保険料額、通知書通知理由コード、賦課結果コード、前回徴収方法区分コード、納入通知書発行年月日、回付情報各種年月日、特別徴収依頼作成年月日、特別徴収中止区分コード、特別徴収中止事由コード、特別徴収中止依頼作成年月日、特別徴収中止通知書発行年月日、仮徴収額変更年月日、仮徴収額変更依頼作成年月日、仮徴収額変更通知書発行年月日、年額情報相当年度、年額情報履歴通番、広域I/F抽出年月日、行政区コード、政令広域コード、年金情報固有番号、普徴事由

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1被保険者、庁内連携からの入手                      &lt;窓口での入手における措置&gt;                      ・被保険者資格等に関する届出等においては、窓口で届出等の内容及び本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。                      ・窓口においてシステム端末により情報の照合確認を行う。</p> <p>&lt;庁内連携による入手における措置&gt;                      ・庁内連携による情報入手については、後期高齢者医療の被保険者資格(年齢が75歳以上である者等)等要件を満たす対象者のみ抽出し、広域連合標準システムと連携するため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>2広域連合からの入手                      &lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;                      ・入手元は、広域連合標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性及び整合性のチェック(※)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>※ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>3地方公共団体情報システム機構からの入手                      &lt;住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置&gt;                      ・基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せにより本人確認情報の検索を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1被保険者、庁内連携からの入手                      &lt;窓口での入手における措置&gt;                      ・被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、当市が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手を防止している。</p> <p>&lt;庁内連携による入手における措置&gt;                      ・庁内連携で入手する情報は、情報資産を保有する他の部署からあらかじめデータ利用承認を受けた項目のみ入手しており、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>2広域連合からの入手                      &lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;                      ・入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>※ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合標準システムのサーバ群と福岡市の窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、広域連合標準システムサーバ群からデータ配信ができないしくみになっている。</p> <p>3地方公共団体情報システム機構からの入手                      &lt;住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置&gt;                      ・住民基本台帳ネットワークシステムの利用は、福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報を入手する目的に限定している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1被保険者、庁内連携からの入手          &lt;窓口での入手における措置&gt;          ・法令等で定められた事項が記載された届出内容を書面で確認するとともに、受領の際には、本人又は代理人を証する書面の確認を徹底する。          ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限することにより不正アクセスを防止する。</p> <p>&lt;庁内連携による入手における措置&gt;          ・庁内連携で入手する情報は、情報資産を保有する他の部署からあらかじめデータ利用承認を受けた項目のみ入手しており、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>2広域連合からの入手          &lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;          ・特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。</p> <p>3地方公共団体情報システム機構からの入手          &lt;住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置&gt;          ・入手元である地方公共団体情報システム機構が使用目的を認識できるために、基本4情報検索を行う際に、本人確認情報の提供に係る根拠(住民基本台帳法第30条の10第1項及び同法第30条の12第1項)に対応した「事務区分」を指定している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>1被保険者からの入手          &lt;窓口での入手における措置&gt;          ・窓口において、個人番号カード等本人確認書類による本人確認を行う。</p> <p>2広域連合からの入手          &lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;          ・特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されているとともに、窓口端末において広域連合から入手する情報は、福岡市において本人確認を行った上で広域連合に送信した情報であるため、本人確認は福岡市において既に実施済である。</p> <p>3地方公共団体情報システム機構からの入手          &lt;住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置&gt;          ・福岡市の住民基本台帳登録外の者が各種申請を行う際に、自身の個人番号が分からないなど申請書等への個人番号の記載が難しい場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて基本4情報検索を行い、本人確認情報を取得する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>1被保険者からの入手          &lt;窓口での入手における措置&gt;          ・個人番号カード等の提示を受け、真正性確認を行う。          ・転入等の際には、個人番号カード又は通知カード等の提示による確認が困難な場合は、住基システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、真正性確認を行う。</p> <p>2広域連合からの入手          &lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;          ・特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されているとともに、窓口端末において広域連合から入手する情報は、福岡市において真正性の確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理を行った結果を付加して配信された情報であるため、真正性の確認は福岡市において既に実施済である。</p> <p>3地方公共団体情報システム機構からの入手          &lt;住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置&gt;          ・基本4情報の組合せにより本人確認情報の検索を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>1 被保険者からの入手          &lt;窓口での入手における措置&gt;          ・書面で提出された特定個人情報をシステムへ入力(新規入力、削除及び訂正)する際は、整合性を確保するために、入力等を行った者以外の担当者による二重チェックを実施する。          ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、内部で定められた規程に基づき管理し、厳重に保管する。</p> <p>2 広域連合からの入手          &lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;          ・特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムサーバ群に限定されているとともに、広域連合においても福岡市の後期高齢者医療システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>3 地方公共団体情報システム機構からの入手          &lt;住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置&gt;          ・入手した特定個人情報を後期高齢者医療システムへ入力する際は、整合性を確保するために、入力を</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1 被保険者、庁内連携からの入手          &lt;窓口・庁内連携での入手における措置&gt;          ・特定個人情報を記載した紙媒体は、定められた保管場所で施錠管理する。          ・既存の後期高齢者医療システムは外部接続できない仕組みである。</p> <p>2 広域連合からの入手          &lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;          ・福岡市の窓口端末は、広域連合標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。          ・福岡市の窓口端末と広域連合標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。          ・福岡市の窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。          ・ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合により迅速に実施される。          ・窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。          ・窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p> <p>3 地方公共団体情報システム機構からの入手          &lt;住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置&gt;          ・窓口端末においてUSBメモリの使用及び照会結果確認票の印刷を制限している。          ・住民基本台帳ネットワークシステムは専用回線を利用して構築されており、ネットワーク上を流れるすべての通信データの暗号化が実施されている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	
<p><b>3. 特定個人情報の使用</b></p>	
<p>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク</p>	
<p>宛名システム等における措置の内容</p>	<p>&lt;統合宛名システム&gt;          統合宛名システムを利用するには、職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、権限を保持しない者は接続できないようになっている。          権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要なのない情報 への接続もできないよう制限している。</p>

事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・磁気カードを読み取り装置に通し、パスワードを入力してシステムにログインする認証方式を採用している。また、ユーザアカウント毎にアクセス権限を設定しており、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。</li> </ul> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合標準システム窓口端末は専用線で接続された独立したシステムとなっており、福岡市の他のネットワークシステムからアクセスできないようにすることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。</li> <li>・ユーザアカウントは有効期限が設定されており、有効期限を過ぎた場合はシステムにログインできない仕掛けとなっている。</li> </ul> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、指静脈認証に加え、個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることや、ログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。</li> <li>・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更・削除を行っている。</li> </ul> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合標準システムへのアクセス権限と事務の対応表を作成する。</li> <li>・広域連合標準システムへのアクセス権限が必要となった場合、事務取扱担当者が担当事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかの種別を確認し、事務に必要なアクセス権限(※)のみを申請する。</li> <li>・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた事務取扱担当者の異動、退職情報を確認し、当該事由が生じた際には迅速にID、パスワード、操作可能とする機能のアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。</li> </ul>
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;後期高齢者医療システム・広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザーIDやアクセス権限を定期的を確認し、業務上アクセスが不要となったID・パスワードを確認している。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	<p>[ 記録を残している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザーIDごとにシステムへのアクセスログを記録する。</li> </ul> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を広域連合標準システムサーバ群内で記録している。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存されており、福岡市は常に広域連合から提供を受けることができる。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証カード情報で登録された事務分担に応じてシステム利用が制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。</li> <li>・職員に対しては、情報セキュリティ研修を行っている。</li> <li>・委託先に対しては、業務外で使わないことや、違反行為を行うと福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があることを契約書等に定めている。</li> </ul> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの複製は必要最低限とし、実施を特定の環境のみに制限している。また、職員に対しては、情報セキュリティ研修を行うとともに、目的外のファイル複製を行わないよう指導する。</li> <li>・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、秘密の保持について教育・訓練を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。</li> </ul> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GUIによるデータ抽出機能(※)を広域連合標準システム窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータ抽出等がされることはない。</li> </ul> <p>※:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出に当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;後期高齢者医療システム・広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末画面は、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。コンピュータのロックも行う。</li> <li>・設置場所により覗き込み防止フィルターを使用する。</li> </ul>	
<p><b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない</p>	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク</p> <p>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク</p> <p>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク</p> <p>委託契約終了後の不正な使用等のリスク</p> <p>再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	<p>&lt;後期高齢者医療システム・広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者は個人情報及び情報資産の取扱いについて、「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を遵守することを契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂行責任者及び作業従事者一覧を提出させ確認している。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[ 制限している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 制限している                                      2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	<p>&lt;後期高齢者医療システム・広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があってもID、パスワードにより認証している。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[ 記録を残している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している                                      2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>&lt;後期高齢者医療システム・広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員、作業内容を記載した作業記録の提出を求め、保管している。</li> </ul>

特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<後期高齢者医療システム・広域連合標準システム窓口端末における措置> ・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、委託業務以外の目的のための委託業務に係る個人情報及び情報資産の第三者へ提供の制限に関する事項を契約書等へ明記し、遵守させる旨定めている。 ・受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<後期高齢者医療システム・広域連合標準システム窓口端末における措置> ・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、外部委託に際し、契約明記事項やこれらが遵守されているか等に係る情報セキュリティ管理者との事前協議等の手続きを定めている。 ・受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<後期高齢者医療システム・広域連合標準システム窓口端末における措置> ・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、委託業務終了時の個人情報及び情報資産の返還、廃棄等に関する事項を契約書等へ明記し、遵守させる旨定めている。 ・受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<後期高齢者医療システム・広域連合標準システム窓口端末における措置> ・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならないとしている。  [個人情報・情報資産取扱特記事項] ・秘密保持に関すること ・従業員の監督等に関すること ・作業場所の制限に関する事項 ・収集に関する制限に関する事項 ・使用及び提供に関する制限に関する事項 ・安全確保の措置に関する事項 ・複写、複製又は加工の制限に関する事項 ・再委託の制限に関する事項 ・委託業務終了時の返還、廃棄等に関する事項 ・報告及び監査・検査の実施に関する事項 ・事故等発生時の報告に関する事項 ・事故等発生時の公表に関する事項 ・契約の解除に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<後期高齢者医療システム・広域連合標準システム窓口端末における措置> ・「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」により、委託元の承認により第三者に委託する場合は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報が実施機関の委託に係るものであること、条例で受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させる旨定めている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;後期高齢者医療システム・広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料やデータの福岡市の承諾なしにおける持ち出し禁止</li> <li>・委託業務に係る作業従事者名簿の提出</li> <li>・作業室における最終退室時の施錠と守衛室への退室時間報告</li> <li>・名札の常時着用</li> <li>・休日・深夜作業に係る事前届出</li> </ul>	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） <span style="float: right;">[ ] 提供・移転しない</span>	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[ <input type="checkbox"/> 記録を残している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している      2) 記録を残していない</span>
具体的な方法	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスログの記録</li> </ul> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域連合への移転</li> <li>・窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施される。また、GUIによるデータ抽出機能は無い。</li> </ul>
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている      2) 定めていない</span>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <p>特定個人情報の提供・移転については、番号法関係法令で定められた提供先・移転先・事項についてのみ行う。</p> <p>「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて、本市の他担当部署に個人情報及び情報資産を移転する場合、あるいは、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取扱いにかかる利用・承認、あるいは合意の手続を定めている。</p> <p>ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。</p> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域連合への移転</li> <li>・福岡市の広域連合標準システム窓口端末から広域連合標準システムサーバ群へのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日付け府番第27号他）において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。</li> <li>・広域連合において、福岡市の広域連合標準システム窓口端末へのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検を行っており、同点検結果については、必要に応じて、広域連合から福岡市へ報告が行われる。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</span>
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供・移転については、定例的な処理作業スケジュールで管理している。また、電子媒体については媒体受渡管理簿にて管理している。</li> </ul> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市の広域連合標準システム窓口端末からのデータ送信は、広域連合標準システムサーバ群以外には行えない仕組みとなっており、送信処理が可能な職員等については、窓口端末へのログインIDによる認可により事務取扱実施者に限定している。</li> <li>・福岡市の広域連合標準システム窓口端末は、広域連合標準システムサーバ群のみに接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・福岡市の広域連合標準システムの窓口端末とサーバ群との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</span>

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;          ・データ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った情報や相手への連携は発生しない。</p> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;          ○広域連合への移転          ・福岡市の広域連合標準システムの窓口端末とサーバ群との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。          ・情報の移転先にあたる広域連合については、福岡市の後期高齢者医療システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、福岡市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>17 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ] 接続しない(入手)    [ O ] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;          ①各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。          ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。          ③番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;          ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。          ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。          (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。          (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。          (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;          ①中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。          ②統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;          ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。          ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		22
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①統合宛名システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計される。これにより、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>②統合宛名システム上の宛名情報・業務情報は副本であり、また、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の変更は行わない。これにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	22
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	23
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク		24
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。</p> <p>②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。</p> <p>③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。</p> <p>⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	24
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	25

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

26

＜本市における措置＞  
 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムは直接接続はできない。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞  
 ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞  
 ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 十分に遵守している ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

27

具体的な対策の内容

＜本市における措置＞  
 サーバ等は、データセンターに設置しており、設置場所への入室はセキュリティゲートや生体認証装置、監視カメラなどによる厳重なセキュリティ管理を行っている。

＜広域連合標準システム窓口端末における措置＞  
 ・広域連合標準システムにおいて特定個人情報は、広域連合標準システムサーバ群内にあるサーバに保管されている。広域連合標準システム窓口端末では、サーバ及びバックアップ媒体の保管はできない。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞  
 ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>・システムのオペレーションは磁気カードにより入退室管理を行い、業務システムとは分離された統合運用管理用のサーバーを介して端末機から実施する。 ・サーバーへ接続可能な端末機は、入退室管理を行った専用の場所により、他のサーバーと接続できない設定を行ったサーバーにリモート接続を行い、あらかじめ申請許可された者が操作する場合のみ、統合運用管理者が端末機からログイン後、端末機を使用させる。 ・サーバー及び端末機では操作の内容を記録しており、事前に申請があった場合以外は磁気媒体への書き込みはできない設定としている。 &lt;後期高齢者システムにおける措置&gt; ・サーバーのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 ・サーバーへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。</p> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt; ・窓口端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ・サーバーにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバー上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。</p> <p>&lt;中間サーバープラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバープラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバープラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p> <p>その内容</p> <p>再発防止策の内容</p>	<p>[ 発生なし ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>⑩死者の個人番号</p> <p>具体的な保管方法</p>	<p>[ 保管している ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 保管している 2) 保管していない</p> <p>・生存者の個人番号と同様の方法にて保管している。</p>
<p>その他の措置の内容</p> <p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク</p>		
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt; ・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者については、国保健康保険システムへの登録、変更時にシステム間で自動的に(日次)で連携する。</p> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt; ・広域連合標準システム窓口端末に保管されるデータはない。</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

28

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、定められた手順に従い消去する。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</li> <li>・紙帳票については、手順書等に基づき、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認する。廃棄時には、手順書等に基づき、裁断等を行う。</li> </ul> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合標準システム窓口端末に保管されるデータはない。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機、サーバの更新に当たっては、データの完全消去作業を実施している。</li> <li>・媒体の廃棄に関しては、データを完全に消去する、初期化を実施する、読み取りができないように物理的に破壊する、いずれかの対応を実施したうえで廃棄している。</li> <li>・紙媒体については、鍵付の保管庫などに収納するとともに、廃棄についてはシュレッダー処理を徹底している。</li> </ul> <p>&lt;広域連合標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合標準システム窓口端末に保管されるデータはない。</li> </ul>	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;本市における措置&gt; ・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。 ・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて自己点検している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;本市における措置&gt; ・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的実施している。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[ 特に力を入れて行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;本市における措置&gt; (1)情報セキュリティ研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施している。 ・J-LISのeラーニングやCYDER等の外部の研修受講を広く募集し、毎年度活用している。</p> <p>(2)情報セキュリティに係る各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL092-711-4129 FAX092-733-5619
②請求方法	福岡市個人情報保護条例に基づき、「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。
特記事項	市ホームページ上に請求方法、開示請求書等を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料      2) 無料</span> (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	後期高齢者医療関連情報ファイル
公表場所	・市ホームページ ・総務企画局行政部情報公開室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 保健医療局 総務部 保険年金課 TEL092-711-4242 FAX092-733-5441
②対応方法	・問い合わせについては、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、定められたルールに基づき、担当部署への連絡・協議の上、対応する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年5月10日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	対象事案についてパブリック・コメン手続きを実施する旨を市政だよりに周知の上、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等で示す。
②実施日・期間	令和3年6月1日から令和3年6月30日まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	提出意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年7月14日
②方法	福岡市個人情報保護審議会による点検
③結果	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価し新規定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 江口 智之	課長 島崎 直彦	事後	人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	III 7. ⑨ その内容	システムのデータ更新のため、区役所へDVDで個人情報データを運搬していた委託業者が、運搬中の交通機関車内にDVDを置き忘れた。	※記載削除	事後	同上
平成28年7月1日	III 7. ⑨ 再発防止策の内容	DVDで運搬していたデータを、専用線による伝送方式にシステムを改修した。	※記載削除	事後	同上
平成28年7月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	<本市における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。	<本市における措置> 年に1回、評価書の定期見直し時に行う自己点検チェックの中で、評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて確認している。	事後	自己点検方法の記載内容を実態に合わせた内容に修正しただけであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<本市における措置> (1)情報セキュリティ研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(オンライン形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修、希望者を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (2)情報セキュリティに係る各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。	<本市における措置> (1)研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(オンライン形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (2)各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。	事後	情報セキュリティだけでなく、個人情報の取扱いに関する内容の追記に伴う記載内容の変更であり、重要な変更にはあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月10日	(別添1)事務の内容 業務全体図	記載なし	「住民基本台帳ネットワークシステム」を追加	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更
平成29年2月10日	(別添1)事務の内容 (2)住民基本台帳情報等の取得	記載なし	「住民基本台帳ネットワークシステム」を追加	事前	同上
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 その他	記載なし	(地方公共団体情報システム機構)を追加	事前	同上
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	記載なし	(住民基本台帳ネットワークシステム)を追加	事前	同上
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 3地方公共団体情報システム機構からの入手	記載なし	3地方公共団体情報システム機構からの入手 ○福岡市の住民基本台帳登録外の者について、本人確認情報が必要となった都度、住民基本台帳ネットワークシステムを介して入手する。	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 3 地方公共団体情報システム機構からの入手	記載なし	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 (1)入手に係る根拠 ○番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨の規定がある。 (2)入手の時期・頻度の妥当性 ○住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報の入手に必要な範囲内で、住民基本台帳ネットワークシステムにより情報収集を適宜行う必要がある。 (3)入手方法の妥当性 ○福岡市の後期高齢者医療被保険者等福岡市の住民基本台帳登録外の者の個人番号については、全国共通の本人確認ができる住民基本台帳ネットワークシステムにより確認を行う必要がある。住民基本台帳ネットワークシステムの利用は、福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報を入手する目的に限定している。	事前	同上
平成29年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	保健福祉局総務部医療年金課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所	保健福祉局総務部医療年金課 総務企画局ICT戦略室情報システム課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所	事後	記載漏れ
平成29年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 1 資格管理業務 (4)福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報	記載なし	(4)福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報 ・住民基本台帳ネットワークシステムから入手した本人確認情報を福岡市の後期高齢者医療システムに入力の上、オンラインファイル連携機能を用いて広域連合標準システムへ送信し、広域連合標準システム内でも同情報を管理する。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更
平成29年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 <住民基本台帳ネットワークシステム窓口端末における措置>	記載なし	<住民基本台帳ネットワークシステム窓口端末における措置> ・住民基本台帳ネットワークシステム窓口端末でデータ保管はできない。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの利用は、福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報を入手する目的に限定している。	事前	同上
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 3 地方公共団体情報システム機構からの入手	記載なし	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 <住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> ・基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せにより本人確認情報の検索を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	同上
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 3 地方公共団体情報システム機構からの入手	記載なし	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 <住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> ・住民基本台帳ネットワークシステムの利用は、福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報を入手する目的に限定している。	事前	同上
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 3 地方公共団体情報システム機構からの入手	記載なし	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 <住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> ・入手元である地方公共団体情報システム機構が使用目的を認識できるために、基本4情報検索を行う際に、本人確認情報の提供に係る根拠(住民基本台帳法第30条の10第1項及び同法第30条の12第1項)に対応した「事務区分」を指定している。	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報データベースが不正であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容 3 地方公共団体情報システム機構からの入手	記載なし	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・福岡市の住民基本台帳登録外の者が各種申請を行う際に、自身の個人番号が分からないなど申請書等への個人番号の記載が難しい場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて基本4情報検索を行い、本人確認情報を取得する。	事前	同上
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報データベースが不正であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容 3 地方公共団体情報システム機構からの入手	記載なし	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・基本4情報の組合せにより本人確認情報の検索を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	同上
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報データベースが不正であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 3 地方公共団体情報システム機構からの入手	記載なし	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・入手した特定個人情報を後期高齢者医療システムへ入力する際は、整合性を確保するために、入力を行った者以外の担当者による二重チェックを実施する。	事前	同上
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力されたデータベースが漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 3 地方公共団体情報システム機構からの入手	記載なし	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞ ・窓口端末においてUSBメモリの使用及び照会結果確認票の印刷を制限している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムは専用回線を利用して構築されており、ネットワーク上を流れるすべての通信データの暗号化が実施されている。	事前	同上
平成29年2月10日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年4月14日	平成28年10月11日	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
平成29年2月10日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	・市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。	・市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。	事前	同上
平成29年2月10日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年7月13日から平成27年8月11日まで(30日間)	平成28年11月24日から平成28年12月23日まで(30日間)	事前	同上
平成29年2月10日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	提出意見なし	・国民健康保険の都道府県化や個人番号制度導入に伴い、後期高齢者医療に関する事務を担っていた広域連合は歴史的役割を終えている。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、国民健康保険に関する事務における委託先と一部重複しており、情報の集積という点でとらえると中途半端である。 ・危機管理上の情報の分散にもなっておらず、かえって有害である。	事前	同上
平成29年2月10日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	—	なし	事前	同上
平成29年2月10日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年9月14日	平成29年1月11日	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策	<後期高齢者システムにおける措置> ・大型汎用機のネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 ・大型汎用機へのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。	<後期高齢者システムにおける措置> ・サーバのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 ・サーバへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。	事後	記載誤りによる変更のため、重要な変更[に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	<本市における措置> 年に1回、評価書の定期見直し時に行う自己点検チェックの中で、評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて確認している。	<本市における措置> ・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。 ・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて自己点検している。	事後	重要な変更[に該当する項目ではあるが、自己点検方法の強化に伴う記載内容の変更であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更[に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所  <後期高齢者医療システムにおける措置>	<後期高齢者医療システムにおける措置> ・システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、当該サーバのデータベースもしくは電子記録媒体内に保存されている。 ・サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 ・システムの運用・保守・開発業務については、作業室で実施しており、作業室の出入口を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ・電子記録媒体は、作業室内にある鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 ・申請書等紙媒体は、作業室内にある鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。	<後期高齢者医療システムにおける措置> ・システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、平成30年1月下旬に民間のデータセンターに設置予定である。データセンターはJDCO(日本データセンター協会)が定める安全管理基準を高水準でクリアしており、下記のとおり厳重に管理する。 ①あらかじめ定められた申請者から事前の利用者登録(初回のみ)及び入館申請(都度)を必須としており、全ての入館者を管理している。 ②サーバ室への出入口にセキュリティカード及び生体認証装置を設置し、入室を厳重に管理している。 ③サーバのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・特定個人情報は、当該サーバのデータベースもしくは電子記録媒体内に保存されている。 ・サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 ・システムの運用・保守・開発業務については、作業室で実施しており、作業室の出入口を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ・電子記録媒体は、作業室内にある鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。	事前	特定個人情報の保管場所の変更に係る重要な変更
平成30年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容  <後期高齢者医療システムにおける措置>	<後期高齢者医療システムにおける措置> ・CPU室及びオペレート室は入室可能な者を限定し、入室時にはIDとパスワードで認証している。CPU室内及びオペレート室内は常時監視カメラでモニタリングしている。 ・CPU室の記憶装置は床に固定し、停電時も機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。 前日のバックアップデータを別建物で保管し、データ喪失リスクに備えている。	<後期高齢者医療システムにおける措置> ・サーバ室(サーバ更新にあたり、平成30年1月下旬に民間のデータセンターへ移行予定)は入室可能な者を限定し、入室時にはIDとパスワードで認証している。 ・サーバ室内及び作業室内は常時監視カメラでモニタリングしている。 ・サーバ室の記憶装置は床に固定し、停電時も機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。 ・サーバのラックは施錠し、関係者以外アクセスできない。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。	事前	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの具体的な対策内容の追記に係る重要な変更あわせて、記載誤りにより一部訂正を行うもの。
平成30年1月15日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年10月11日	平成29年9月1日	事前	特定個人情報の保管場所の変更[に伴う重要な変更]に係る再評価に応じて、しきい値判断を改めて実施したもの
平成30年1月15日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成28年11月24日から平成28年12月23日まで(30日間)	平成29年10月10日から平成29年11月8日まで(30日間)	事前	特定個人情報の保管場所の変更[に伴う重要な変更]に係る再評価の実施によるもの
平成30年1月15日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	・国民健康保険の都道府県化や個人番号制度導入に伴い、後期高齢者医療に関する事務を担っていた広域連合は歴史的役割を終えている。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、国民健康保険に関する事務における委託先と一部重複しており、情報の集積という点でとらえると中途半端である。 危機管理上の情報の分散にもなっており、かえって有害である。	提出意見なし	事前	同上
平成30年1月15日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	なし	—	事前	同上
平成30年1月15日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	①平成29年1月11日	①平成29年11月22日	事前	同上
平成30年8月1日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 島崎 直彦	課長 結城 康之	事後	人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更[に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	移転を行っている 4件	移転を行っている 5件	事後	重要な変更該当する項目でないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5	記載なし	保健福祉局健康医療部保健予防課	事後	同上
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ①法令上の根拠	記載なし	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条、第10条、第40条、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第5条、第12条、第13条	事後	同上
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ②移転先における用途	記載なし	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費(指定難病)支給認定を行うため、システムにおいて、難病患者及び支給認定基準世帯の医療保険の種類(後期高齢者医療保険加入の有無)をデータ連携し、難病患者情報の管理、受給者証の発行等を行うもの。	事後	同上
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ③移転する情報	記載なし	後期高齢者医療被保険者資格情報	事後	同上
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ④移転する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	同上
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	広域連合が作成した被保険者台帳に基づく被保険者 ・75歳以上の者 ・65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者(本人申請に基づき認定した者) ・過去に被保険者であった者	事後	同上
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ⑥移転方法	記載なし	庁内連携システム	事後	同上
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ⑦時期・頻度	記載なし	日次	事後	同上
令和1年6月28日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険年金課	事後	組織変更に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 結城 康之	保健福祉局生活福祉部保険年金課長	事後	人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険年金課	事後	組織変更に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施期間内の他部署: 保健福祉局総務部国民健康保険課	※記載削除	事後	同上
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施期間内の他部署: 保健福祉局総務部保護課	保健福祉局生活福祉部保護課	事後	同上
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施期間内の他部署: 保健福祉局高齢社会部介護福祉課	保健福祉局高齢社会部介護保険課	事後	同上
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険年金課	事後	同上
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4	保健福祉局高齢社会部介護福祉課	保健福祉局高齢社会部介護保険課	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ ①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市保健福祉局総務部医療年金課 電話 092-711-4235 FAX 092-733-5441	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市保健福祉局生活福祉部保険年金課 電話 092-711-4242 FAX 092-733-5441	事後	同上
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	後期高齢者医療システム(保健福祉総合システム)	後期高齢者医療システム	事後	名称変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	その他(後期高齢者医療システム(保健福祉総合システム))	その他(後期高齢者医療システム)	事後	名称変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	その他(・国民健康保険システム・後期高齢者医療システム(保健福祉総合システム))	その他(・国民健康保険システム・後期高齢者医療システム)	事後	名称変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	追記	①業務共通基盤システム ②1 ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能 2 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能 3 運用管理機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能 ③[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [O]税務システム [O]その他(各業務システム)	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	(別添1)事務の内容	(別添1)事務の内容	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日以降の予定	平成27年10月	事後	記載内容を実態に合わせた内容に修正しただけであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	3件	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社日立製作所九州支社	富士通Japan株式会社 福岡支社	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者	10人未満	100人以上500人未満	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社ワンビシアークイブズ九州支社	株式会社日立製作所	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無 ※	再委託しない	再委託する	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、承諾している。	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑨再委託事項	(追記)	・システム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(追記)	共通基盤の運用・保守業務等	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	(追記)	共通基盤に関する運用・保守業務等(バックアップ取得、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※ その妥当性	(追記)	特定個人情報ファイルの全体 100万人以上1,000万人未満 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 運用・保守作業においては、バックアップ取得、システム障害・異常発生時の対応について、全てのデータを取り扱う必要があるため。	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	(追記)	10人以上50人未満	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(追記)	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリー [ ] 紙 [O] その他(システムの直接操作)	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	(追記)	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	(追記)	株式会社日立製作所	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑦再委託の有無 ※	(追記)	再委託する	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、承諾している。	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑨再委託事項	(追記)	・システム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、平成30年1月下旬に民間のデータセンターに設置予定である。データセンターはJDCG(日本データセンター協会)が定める安全管理基準を高水準でクリアしており、下記のとおり厳重に管理する。</li> <li>①あらかじめ定められた申請者から事前の利用者登録(初回のみ)及び入館申請(都度)を必須としており、全ての入館者を管理している。</li> <li>②サーバ室への出入口にセキュリティカード及び生体認証装置を設置し、入室を厳重に管理している。</li> <li>③サーバのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・特定個人情報は、当該サーバのデータベースもしくは電子記録媒体内に保存されている。</li> <li>・サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。</li> <li>・システムの運用・保守・開発業務については、作業室で実施しており、作業室の出入口を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。</li> <li>・電子記録媒体は、作業室内にある鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。</li> <li>・申請書等紙媒体は、作業室内にある鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報は、データセンター事業者内に設置したサーバのデータベース内に保管する。</li> <li>・データセンターは、免震構造の建造物となっている。</li> <li>・データセンターでは、以下の4か所の入口において入退管理を行い、それぞれの入口を通過するためには、個人ごとのICカードが必要となる。</li> <li>1. データセンター施設入口の関係者チェック</li> <li>2. データセンター入口のセキュリティゲート</li> <li>3. サーバ室入口の電子錠</li> <li>4. サーバ室内サーバ設置場所入口の電子錠・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートは有人監視を実施しており、それぞれの入口には監視カメラを設置している。</li> <li>・サーバは事務で使用使用するシステムごとのサーバラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバラックの鍵は事前にサーバの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。</li> <li>・データセンター内(サーバ室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、監視を行う。</li> <li>・特定個人情報を含むサーバ内のデータのバックアップテープはサーバラック内のテープライブラリに保管され、大規模災害等の復旧に備え、遠隔地保管される。特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、施錠容器に格納し、鍵付保管庫で保管している。</li> </ul>	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	III リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ室(サーバ更新にあたり、平成30年1月下旬に民間のデータセンターへ移行予定)は入室可能な者を限定し、入室時にはIDとパスワードで認証している。</li> <li>・サーバ室内及び作業室内は常時監視カメラでモニタリングしている。</li> <li>・サーバ室の記憶装置は床に固定し、停電時も機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。</li> <li>・サーバのラックは施錠し、関係者以外アクセスできない。</li> <li>・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。</li> <li>・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。</li> </ul>	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データセンターでは、施設入口の関係者チェック他、個人ごとにICカードによるサーバ室、サーバ設置場所による入室者管理及び監視カメラによるモニタリングを行っている。</li> <li>・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、監視カメラによりサーバ室とサーバ設置場所の入口の間の空間を有人監視し、リモート開錠とICカード開錠の二重施錠を行っている。</li> <li>・サーバは本市専用のサーバラック内に設置し施錠され、サーバラックの鍵は事前にサーバの使用許可を得た者以外が開錠することはできない。</li> <li>・データセンターは、免震構造の建造物となっている。</li> <li>・電源に関しては2系統受電設備を有しており、全停電に備えて48時間以上稼働可能な自家発電設備を有している。・データ喪失については、全データのバックアップを2世代にわたり毎日設備内において行っており、週1回バックアップデータを磁気媒体に暗号化して出力し、遠隔地保管を行っている。</li> </ul>	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	III リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;後期高齢者システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。</li> <li>・サーバへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのオペレーションは磁気カードにより入退室管理を行い、業務システムとは分離された統合運用管理用のサーバを介して端末機から実施する。</li> <li>・サーバへ接続可能な端末機は、入退室管理を行った専用の場所により、他のサーバと接続できない設定を行ったサーバにリモート接続を行い、あらかじめ申請許可された者が操作する場合のみ、統合運用管理者が端末機からログイン後、端末機を使用させる。</li> <li>・サーバ-及び端末機では操作の内容を記録しており、事前に申請があった場合以外は磁気媒体への書き込みはできない設定としている。</li> </ul> <p>&lt;後期高齢者システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。</li> <li>・サーバへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。</li> </ul>	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	III リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報 が古い情報のまま保管され 続けるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。</li> <li>・住民登録外の者については、随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。</li> </ul>	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。</li> <li>・住民登録外の者については、国保健康保険システムへの登録、変更時にシステム間で自動的に(日次)で連携する。</li> </ul>	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成29年11月22日	令和3年7月14日	事前	同上
令和3年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用する システム システム4 ①システムの名称	業務共通基盤システム	共通基盤システム	事後	名称の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1 ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能 2 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能 3 運用管理機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能	1 統合認証機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能 2 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能 3 統合運用管理機能 ジョブ実行管理機能、媒体の入出力、帳票出力を行う機能 4 インフラ共通基盤機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他(市税総合情報システム、福祉総合システム)	[ ] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他(各業務システム)	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	共通基盤に関する運用・保守業務等(バックアップ取得、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)	共通基盤に関する運用・保守業務等(共通基盤にて提供する機能の運用・保守、バックアップデータの取得と遠隔地保管、障害・異常発生時の確認及び復旧等)	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その他妥当性	運用・保守作業においては、バックアップ取得、システム障害・異常発生時の対応について、全てのデータを取り扱う必要があるため。	運用・保守作業においては、バックアップや遠隔地保管作業、障害時対応により全てのデータを取り扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体を対象とする必要がある。	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [O] その他(システムの直接操作)	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [O] その他(システムの直接操作)	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託⑧再委託の許諾方法	再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、承諾している。	委託先から、再委託内容・期間・再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託⑨再委託事項	・システム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応	・運用保守に関するシステム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応 ・インフラ整備基盤サービス全体のバックアップデータの遠隔地保管業務	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<本市における措置> ・データセンターでは、施設入口の関係者チェック他、個人ごとにICカードによるサーバー室、サーバー設置場所による入室者管理及び監視カメラによるモニタリングを行っている。 ・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、監視カメラによりサーバー室とサーバー設置場所の入口の間の空間を有人監視し、リモート開錠とICカード開錠の二重施錠を行っている。 ・サーバーは本市専用のサーバーラック内に設置し施錠され、サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外が開錠することはできない。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・電源に関しては2系統受電設備を有しており、全停電に備えて48時間以上稼働可能な自家発電設備を有している。 ・データ喪失については、全データのバックアップを2世代にわたり毎日設備内において行っており、週1回バックアップデータを磁気媒体に暗号化して出力し、遠隔地保管を行っている。	<本市における措置> サーバー等は、データセンターに設置しており、設置場所への入室はセキュリティゲートや生体認証装置、監視カメラなどによる厳重なセキュリティ管理を行っている。	事後	統合宛名システムをデータセンターへ移設したことに伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	セキュリティ研修の実施方法を変更したことによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(1)研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。	(1)研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施している。 ・J-LISのeラーニングやCYDER等の外部の研修受講を広く募集し、毎年度活用している。 (2)情報セキュリティに係る各種周知について	事後	セキュリティ研修の実施方法を変更したことによる修正
令和3年12月1日	VI 評価実施手順 2. 国民・住民等からの意見の徴収 ①方法	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。	対象事案についてパブリック・コメント手続きを実施する旨を市政だよりにより周知の上、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。	事後	周知方法の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局生活福祉部保険年金課	保健医療局総務部保険年金課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉局生活福祉部保険年金課	保健医療局総務部保険年金課長	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局生活福祉部保険年金課	保健医療局総務部保険年金課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民局 総務部 区政課 保健福祉局 生活福祉部 保護課 保健福祉局 高齢社会部 介護保険課	市民局 総務部 戸籍住民課 福祉局 生活福祉部 保護課 福祉局 高齢社会部 介護保険課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	保健福祉局生活福祉部保険年金課 総務企画局ICT戦略室情報システム課	保健医療局総務部保険年金課 総務企画局DX戦略部情報システム課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2	市民局 総務部 区政課	市民局 総務部 戸籍住民課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4	保健福祉局高齢社会部介護保険課	福祉局高齢社会部介護保険課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先5	保健福祉局健康医療部保健予防課	保健医療局健康医療部保健予防課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健福祉局生活福祉部保険年金課	保健医療局総務部保険年金課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	・保健医療局総務部保険年金課 ・東区市民部保険年金課 ・博多区市民部保険年金課 ・中央区市民部保険年金課 ・南区市民部保険年金課 ・城南区市民部保険年金課 ・早良区市民部保険年金課 ・早良区市民部入部出張所 ・西区市民部保険年金課 ・西区市民部西部出張所	・保健医療局総務部保険年金課 ・保健医療局総務部保険医療課 ・東区市民部保険年金課 ・博多区市民部保険年金課 ・中央区市民部保険年金課 ・南区市民部保険年金課 ・城南区市民部保険年金課 ・早良区市民部保険年金課 ・早良区市民部入部出張所 ・西区市民部保険年金課 ・西区市民部西部出張所	事後	記載漏れ
令和4年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	保健医療局総務部保険年金課 総務企画局DX戦略部情報システム課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所	保健医療局総務部保険年金課 保健医療局総務部保険医療課 総務企画局DX戦略部情報システム課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所	事後	記載漏れ
令和4年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<広域連合標準システム窓口端末における措置> ・広域連合標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。	<広域連合標準システム窓口端末における措置> ・広域連合標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、指替認証に加え、個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施する。	事後	管理方法の追記であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	記載なし	システム5 統合宛名システム システム6 中間サーバ	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・被保険者資格や給付の情報等を個人番号により正確かつ効率的に検索・照会するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、福岡市で使用している宛名番号及び後期高齢者医療広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けて管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。	・被保険者資格や給付の情報等を個人番号により正確かつ効率的に検索・照会するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、福岡市で使用している宛名番号及び後期高齢者医療広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けて管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。 ・個人番号を用いることで申請・届出の中間や行政手続きを省略化し、市民の利便性の向上を図る必要がある。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実現が期待されるメリット	・個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。また、現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市区町村ごとに設定されているものであるが、個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市区町村に転居した場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防止がより確実なものとなる。	・個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。また、現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市区町村ごとに設定されているものであるが、個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市区町村に転居した場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防止がより確実なものとなる。 ・個人番号を用いることで申請・届出の中間や行政手続きを省略化し、市民の利便性の向上につながる。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	・番号法第19条第8号及び別表第二の第82の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条の2の2	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	I 基本情報 (別添1)事務内容 業務全体図	記載なし	情報提供ネットワークシステム接続について図示	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	I 基本情報 (別添1)事務内容 (2)保険料収納管理	記載なし	5-⑥から5-⑧について図示 (備考) 5-⑥被保険者より公金受取口座を活用した還付金の請求を受ける。 5-⑦還付申請書をもとに情報連携(マイナンバー照会→公金受取口座情報取得)を行う。 5-⑧公金受取口座情報を業務システムに入力する。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	記載なし	・主な記録項目 その他(公金受取口座登録・連携ファイル関係情報) ・その妥当性 ○公金受取口座情報(口座登録・連携ファイル関係情報):後期高齢者医療保険料の還付金に係る還付口座を把握するもの。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関・独立行政法人等(年金保険者)	行政機関・独立行政法人等(年金保険者、デジタル庁)	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	記載なし	情報提供ネットワークシステムを追加	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	記載なし	4情報提供ネットワークシステムからの入手 ○後期高齢者医療保険料の還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報について、必要に応じて随時連携する。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	記載なし	4情報提供ネットワークシステムからの入手 (1)入手に係る根拠 ○番号法別表第二の82の項及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2の2において、内閣総理大臣に対し公的給付支給等口座登録簿関係情報の提供を求めることができる旨の規定がある。 (2)入手の時期・頻度の妥当性 ○保険料還付の公的給付等登録口座情報の入手に必要な範囲内で、情報提供ネットワークシステムを介し情報収集を適宜行う必要がある。 (3)入手方法の妥当性 ○情報は行政機関専用回線(LGWAN)を介して安全に連携することが期待できる。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(2)保険料収納 記載なし	(2)保険料収納 ・保険料の還付が発生した場合において、被保険者の申請がある場合に限り、情報提供ネットワークシステムを介して公的給付支給等口座登録簿関係情報を連携し、福岡市の後期高齢者医療システム内に登録し、還付の支給を行う。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	記載なし	＜統合宛名システムにおける措置＞ ①統合宛名システムのサーバはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。  ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの

<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①消去方法</p>	<p>記載なし</p>	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①統合宛名システムに格納する特定個人情報、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミングは各業務システムの運用に準ずる。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>
<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>&lt;統合宛名システム&gt; 統合宛名システムを利用するには、職員証及びUSブトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、権限を保持しない者は接続できないようになっている。  権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報 への接続もできないよう制限している。</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>
<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p>	<p>【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供)</p>	<p>【 】【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供)</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>
<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>記載なし</p>	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中間においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑制の措置に従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制している。 ③番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。 &lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>
<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か</p>	<p>記載なし</p>	<p>十分である</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>
<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>記載なし</p>	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ②統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を確保している。 &lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 &lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>
<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か</p>	<p>記載なし</p>	<p>十分である</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>

	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>記載なし</p>	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①統合宛名システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入力した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計される。これにより、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。 ②統合宛名システム上の宛名情報・業務情報は副本であり、また、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わない。これにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か</p>	<p>記載なし</p>	<p>十分である</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>記載なし</p>	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 ②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。 ③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。 ⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。 &lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か</p>	<p>記載なし</p>	<p>十分である</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>記載なし</p>	<p>&lt;本市における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムと全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムは直接接続はできない。 &lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 &lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごと通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>記載なし</p>	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの</p>

	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、友人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ・サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	<p>IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法</p>	記載なし	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	<p>IVその他のリスク対策 1. 監査 ①監査 具体的な内容</p>	記載なし	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	<p>IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発</p>	<p>&lt;本市における措置&gt; (1)研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施している。 ・J-LISのeラーニングやCYDER等の外部の研修受講を広く募集し、毎年度活用している。</p> <p>(2)情報セキュリティに係る各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。</p>	<p>&lt;本市における措置&gt; (1)情報セキュリティ研修について ・全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施している。 ・J-LISのeラーニングやCYDER等の外部の研修受講を広く募集し、毎年度活用している。</p> <p>(2)情報セキュリティに係る各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	<p>IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策</p>	—	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの